

(仮称) 私のまちづくり条例の構成

前文

- ・目指すまちの姿
- ・まちづくりの基本的な考え方
- ・制定の目的

第1章

まちづくりの基本的な考え方（第1条）

- 1.住むもの、学ぶもの、働くものすべて（個人、団体、企業、学校等）がまちづくりの主役であり、仲間である
- 2.まちづくりの出発点は市民
- 3.まちづくりに自ら取組む
- 4.解決できない課題を発信する
- 5.議会と行政と共に協力して課題に取り組む

第2章

市民にできること（第2条）

- (1) 住む地域に関心を持ち、課題に気づく
- (2) 地域の課題をジブンゴトとして捉え、共有
- (3) 地域と信頼関係を構築
- (4) できるところから参加
- (5) 資源を考えたり、探したりするとともに行動して生み出す
- (6) 課題の解決に取り組む
- (7) 解決できないこと、本当に必要なことは発信
- (8) 市政に関心を持ち、市政に関する情報を得る
- (9) 市の施策にできるところから参画

市民が市に期待すること（第3条）

- ・できることは自ら取り組んだうえで、解決できないことは議会と行政と共に協力して解決

第3章

市の基本的な考え方（第4条）

- 1.市民の主体的な行動に対する支援
- 2.情報と知識の集約、発信、共有、市民の意見及び提案に対する誠実な応答（現行条例第4条第4項）
- 3.市民及び職員に対する意識啓発と研修の実施（現行条例第4条第3項）
- 4.市民と議会の尊重（現行条例第4条第5項）
- 5.市民の意見及び提案の的確な把握、市の施策への反映（現行条例第4条第1項）
- 6.市民参加と協働の機会を積極的に提供、拡大、活用しやすい環境づくり（現行条例第4条第2項）

第4章

支援（第5条～第8条）

- ・地域課題を解決する組織への支援
- ・コーディネート
- ・機会の創出
- ・活動の促進

第5章

協働と市民参加+α（第9条～第14条）

- ・協働の推進（現行条例第10条）+市民発意型の協働
- ・市民参加の手続き（現行条例第6条）+多様な人材の参加
- ・パブリックコメント手続きの対象（現行条例第7条）
- ・パブリックコメント手続きの実施（現行条例第8条）
- ・附属機関の委員（現行条例第9条）
- ・市民の意向把握（現行条例第11条）

第6章

推進計画（第15条）（現行条例第12、13条）

- 1.まちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画の策定
- 2.推進計画及びその実施の状況を公表

第7章

附属機関（第16条）（現行条例第14～16条）

- 1.まちづくりの推進状況を調査審議する附属機関を設置
- 2.推進計画の策定に関する事項及び実施状況に関する事項を調査審議
- 3.前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができる
- 4.学識経験者、市民の代表者等のうちから、委員12人以内で組織し、委員の任期は2年
- 5.附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第8章

委任（第17条）（現行条例第17条）

- 施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 現行条例（千葉市市民参加及び協働に関する条例）の廃止